

秋田市告示第44号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項、第79条第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11、第85条および第115条の20の規定により告示する。

令和4年3月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
メディカル・ケア・サービス東北株式会社	愛の家グループホーム 秋田桜	秋田市桜一丁目 13番36号	令和4年3月1日	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社 グッドラックエンタープライズ	居宅・訪問介護ステーションホットらっく	秋田市土崎港南 三丁目9番30号	令和4年3月1日	居宅介護支援